3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年７月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年９月８日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成29年８月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日鐵住金建材株式会社　中川　智章　東京都江東区木場２―17―12　国土交通大臣許可（般・特―24）第1851号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年７月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年９月８日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成29年８月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三越伊勢丹　杉江　俊彦　東京都新宿区新宿３―15―17　国土交通大臣許可（般―27）第23878号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（屋根工事業及びタイル・れんが・ブロツク工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年７月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年９月８日
関東地方整備局長　泊　　宏
1　処分をした年月日　平成29年８月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東芝ライテック株式会社　揖斐　洋一　神奈川県川崎市幸区堀川町72―34　国土交通大臣許可（般―27）第5186号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成29年７月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

隊員の懲戒処分

東部方面会計隊　１等陸士　江川　倫史
自衛隊法第46条第１項第１号の規定により免職する。
平成29年９月８日
陸上自衛隊東部方面会計隊長
１等陸佐　菅野　勝浩

退職手当支給制限処分

（退職をした者の氏名）江川　倫史
（退職時の勤務官署）陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
国家公務員退職手当法第12条第１項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しない。
なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に防衛大臣に対してすることができる。
また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に国を被告として（被告を代表する者は法務大臣）提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。
平成29年９月８日
陸上自衛隊朝霞駐屯地東部方面会計隊長

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第８１７号
大阪市北区芝田２丁目４番24号
申立人　西日本旅客鉄道株式会社
本籍広島県尾道市原田町小原965番地・967番地２合併、最後の住所兵庫県三田市あかしあ台５丁目30番地２　４棟203号、死亡の場所兵庫県三田市、死亡年月日平成28年７月22日、出生の場所広島県御調郡原田村、出生年月日大正12年12月31日、職業不明
被相続人　亡　大段　　清
事務所神戸市中央区海岸通６番地　建隆ビルⅡ３階　神戸パートナーズ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西片　和代
神戸家庭裁判所

平成２９年（家）第２３０号
兵庫県川西市中央町12番１号
申立人　川西市長　大塩　民生
本籍兵庫県川西市栄根２丁目605番地、最後の住所兵庫県川西市栄根２丁目25番４号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日平成15年６月23日、出生の場所大阪府豊能郡北豊島村、出生年月日明治40年２月９日、職業不明
被相続人　亡　江口　武司
兵庫県川西市栄根２―６―37　ＪＡビル３階　弁護士法人Ｈ＆パートナーズ　川西池田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　橋本　有輝
神戸家庭裁判所伊丹支部

平成２９年（家）第３４５号
和歌山県有田郡広川町大字広968番地の５
申立人　堀　　武
本籍和歌山県海南市下津町上291番地、最後の住所和歌山県海南市下津町上291番地１、死亡の場所大阪府泉南郡岬町、死亡年月日平成27年９月24日、出生の場所和歌山県海草郡下津町、出生年月日昭和19年６月26日、職業無職
被相続人　亡　土井　弘子
事務所大阪府大阪市中央区北浜２丁目５番23号小寺プラザ７階　片山・平泉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松川　正毅
和歌山家庭裁判所

平成２９年（家）第３０２７３号
広島市中区富士見町１番17号
申立人　広島県信用組合
本籍広島県安芸郡海田町大正町４番、最後の住所広島市安芸区瀬野西５丁目18番36号、死亡の場所広島県東広島市、死亡年月日平成27年11月19日、出生の場所佐賀県伊万里市、出生年月日昭和37年１月23日、職業不明
被相続人　亡　井上　一利
事務所広島市中区上八丁堀３番28―611号パークハウス縮景園
相続財産管理人　弁護士　田上　　剛
広島家庭裁判所

平成２９年（家）第７０３３号
熊本市中央区花畑町10番31号
申立人　ロンツ債権回収株式会社
本籍山口県柳井市柳井津341番地第１、最後の住所山口県柳井市柳井3669番地２、死亡の場所山口県柳井市、死亡年月日平成24年12月27日、出生の場所大阪府大阪市旭区、出生年月日昭和17年12月７日、職業不明
被相続人　亡　國廣　**康**子
事務所山口県岩国市麻里布町２丁目２番18号ベルデビル２階
相続財産管理人　河本　豊彦
山口家庭裁判所岩国支部